

## 福岡県高等学校体育連盟 専門部規程

第1条 この専門部は、福岡県高等学校体育連盟専門部と称する。

第2条 専門部は、福岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）加盟校の当該運動部をもって組織する。

第3条 専門部は、本連盟加盟高等学校の当該運動部活動を総括し、関係競技団体と提携し、その健全な普及発展を図ることを目的とする。

第4条 専門部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 競技の指導奨励
- (2) 競技会の開催
- (3) 代表選手の決定
- (4) 研修会の開催
- (5) その他目的達成に必要な事項

第5条 専門部に、次のブロックを置く。

北部ブロック・中部ブロック・南部ブロック・筑豊ブロック

第6条 規約第8条に掲げる専門部長は、本連盟加盟高等学校の校長職にある者の中から、当該専門部で推挙する。

第7条 規約第8条に掲げる専門委員は、ブロック大会を実施する専門部については、原則として5名以内とし、内訳は各ブロック専門委員長並びに会計担当者1名とする。

また、ブロック大会を実施しない専門部については、若干名とする。ただし、会計担当者は必ず1名置くものとする。

第8条 専門部の事業は、本連盟の予算から配分される費用をもって充てる。

第9条 専門部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該競技種目部の設置校数が、原則として8校以上の場合
- (2) 当該専門部において、円滑な運営が可能と認められる場合
- 2 新設の専門部については、初年度を準専門部とする。
- 3 既設置の専門部が、第1項に掲げる基準に該当しなくなった場合は、準専門部または廃部にすることができる。

第10条 準専門部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該種目の競技大会への参加校が4校以上ある場合。

第11条 専門部または準専門部を新設するときは、その代表者は、次に掲げる書類を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 設置申請書
- (2) 組織、部設置校名簿、活動人員
- (3) 役員名

### 附 則

この専門部規程は、平成7年4月18日から施行する。

平成18年5月12日改正

平成22年5月6日改正